

令和3年職員給与改定の勧告に当たって

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

- 1 本日、本委員会は県議会及び知事に対して、職員の給与、勤務時間等について報告し、併せて給与の改定について勧告しました。
- 2 本年、給料表については、公民較差の状況等を踏まえ、改定を行わないこととし、期末・勤勉手当については、民間における年間支給割合を踏まえ、昨年を引き続き、支給月数を引き下げることにしました。
- 3 このほか、長時間勤務の是正や仕事と家庭の両立支援、職員採用をめぐる環境が厳しさを増す中での人材確保、様々な行政課題に対応できる人材の育成などについても、課題や取組に関して報告を行いました。
- 4 また、本年6月、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年度から定年年齢が段階的に引き上げられることとなりました。定年の引上げは、人事管理全般に影響を与えることから、本県においても、円滑な導入に向け、的確に対応する必要があります。

5 職員においては、新型コロナウイルス感染症対策が長期化する中で、一人ひとりが職務に真摯に取り組んでいただいておりますが、引き続き、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えられるよう職務に精励されることを要望します。

6 人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保することを目的とするものであり、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着してきました。

7 県議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義や役割を御理解いただき、勧告どおり実施されますよう要請いたします。

また、県民の皆様には、本委員会が行う給与勧告の意義及び職員の適正な処遇を確保することの必要性について、御理解をいただきたいと思っております。

令和3年10月15日